

NISAが変わる！

簡単に言うと…

運用益が非課税となる制度
＝利益が出た時に得をする制度

ですね。

現在のNISAとつみたてNISAが
改組されるイメージです。

	つみたて投資枠 <small>併用可</small>	成長投資枠
年間投資枠	120万円	240万円
非課税保有期間 <small>(注1)</small>	無期限化	無期限化
非課税保有限度額 <small>(総枠) (注2)</small>	1,800万円 ※ 簿価残高方式で管理(枠)の再利用が可能	
口座開設期間	恒久化	恒久化
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 〔 現行のつみたてNISA対象商品と同様 〕	上場株式・投資信託等 <small>(注3)</small> ① 整理・監視銘柄の信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除く
対象年齢	18歳以上	18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※ 現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可	

(注1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期引当に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保
(注2) 利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理
(注3) 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への動議行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施
(注4) 2023年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまで1回非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を旨とする

金融庁ホームページ

「新しいNISAのポイント」より抜粋



【相続・贈与について】

よく耳にするようになったとはいえ、やはり「個人」のデリケートな話題ではあると思います。メディアにもネットにも情報は溢れていますが、個々人の異なる状況に左右される部分が大きく、一概に「こっちが良い!」「この方が得!」とは言えないお話しです。ご心配なことや気になることは、お気軽に私たちにお声をかけてください。

【NISAについて】

私たちは、商品のお勧めや口座開設のご案内などは行いません。金融商品に限らず、投資はリスクがあります。ご自身の「余裕資金」とのご相談をお勧めしています。

事務所こらむ

売上増に直結しなくても… 皆さまと考えたいこと

事業を続けていくための備え

目の前の仕事に取り組み、お金を受け取り、次の仕事を回していく ――。そういった日常が当たり前でなくなることを考えたくはないですが、それでもどこかで「100%無い」と言えないことは、誰もが分かっていることだと思います。



皆さまが「今」最前線に立てなくなったら、仕事や会社はどうなりますか。従業員のほうが同じように仕事を回せるでしょうか。金融機関からのお借入れは返済できますか。

「そうなったらそうなった時! どうにかなる! (…はず)」という潔い考え方も、経営者には必要かもしれません。ただ、やはり皆さまには、「経営者」のお立場として、ご自身の事業を、その事業に関わる人を守るための「備え」もしていただきたいと思うのです。

私たちは、皆さまの事業(とその先にある生活)を守るお手伝いをしていきたいと考えています。その一環として、資金面への備えについては、生命保険のご活用をご案内しております。

デジタル化の目的

インボイス制度、電子帳簿保存法の2大法改正が、いよいよ本格始動となります。そのなかで、皆さまにもいろいろなツールのご案内をしてまいりました。それは「法律を遵守する」ことが前提にあるにせよ、実はそれ以上に「業務効率化」の視点からデジタル化を考えていただきたいという思いがあります。

その事務作業、本当に皆さまが(人が)手を動かさなければできないことでしょうか。



時間は有限です。事務作業の洗い出し(整理)やデジタル化への検討など、会計から税務処理まで、皆さまの書類を拝見している私たちに、ぜひご相談ください。